

令和6年3月25日開催

新庄市農業委員会第10回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和6年3月）議事録

1. 開催日時 令和6年3月25日（月）午前10時00分

2. 開催場所 新庄市民プラザ 小ホール

3. 出席委員（17名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|----|
| 1番 | 浅沼 | 玲子 | 2番 | 笹 | 行也 |
| 3番 | 松田 | 浩一 | 4番 | 早坂 | 浩樹 |
| 5番 | 指村 | 貞芳 | 6番 | 森 | 良一 |
| 7番 | 下山 | 秀一 | 8番 | 奥山 | 久 |
| 9番 | 中鉢 | 浩 | 10番 | 五十嵐 | 成生 |
| 11番 | 田宮 | 成彦 | 12番 | 齋藤 | 謙二 |
| 13番 | 星川 | 吉和 | 14番 | 伊藤 | 和彦 |
| 15番 | 三原 | 幸一 | 16番 | 星川 | 秀男 |
| 18番 | 佐藤 | 喜代志 | | | |

4. 欠席した委員（2名）

| | | | | | |
|-----|----|---|-----|----|----|
| 17番 | 星川 | 豊 | 19番 | 高山 | 光弥 |
|-----|----|---|-----|----|----|

5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 26 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画の変更申請について
- 日程第 4 議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 28 号 農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 6 議案第 29 号 農用地利用集積計画について
- 日程第 7 議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画（移転）の要請について
- 日程第 8 議案第 31 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について
- 日程第 9 報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 10 報告第 24 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 日程第 11 報告第 25 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

6. 出席した事務局職員

事務局長 叶内 敏彦 総務主査 鏡 彰広
主 任 八 楸 貴 征

7. 総会議長

浅沼 玲子

8. 会議の概要

○議長

それでは、これより令和 5 年度新庄市農業委員会第 10 回総会を開催いたします。議事に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は、17 番星川豊委員と 19 番高山光弥委員の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 10 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それではこれより議事に入ります。はじめに、日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に9番中鉢浩委員と12番齋藤謙二委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広さんと八楯貴征さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。
ここで8番奥山久委員、10番五十嵐成生委員、16番星川秀男委員が関係委員となっておりますので農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。
暫時休憩します。

(奥山久、五十嵐成生、星川秀男 委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開します。
それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区26件、稲舟地区4件、萩野地区20件、八向地区5件、計55件ご提案申し上げます。
(議案書を基に申請内容を説明。)
ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から調査の結果について報告をお願いします。
それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、新庄地区2番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区2番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。解約があった土地を借りるということでした。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしました。

たので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区3番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区4番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区4番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区5番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区5番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区6番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区6番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区7番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区7番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区8番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区8番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。親子間の貸借権ということで問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区9番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区9番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。貸人が高齢の為離農を考えていたところ借人との賃貸借となりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区10番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区10番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区11番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区11番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。譲渡人が土地の処分を考えており譲受人に相談したところ売買の契約となりました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区12番について調査報告をお願いします。

○2番

新庄地区12番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。貸人が耕作者を探していたところ近隣で耕作している借人に依頼しました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区13番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区13番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸人が離農するために耕作者を探していたところ近隣で耕作する借人に依頼したところ双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区14番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区14番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸人が耕作者を探していたところ近隣の借人に依頼しました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区15番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区15番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。新庄地区14番と同様です。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区16番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区16番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸人借人で話し合い対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区17番について調査報告をお願いします。

○15番

新庄地区17番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。貸人が高齢の為、離農するということで親戚の借人に依頼しました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区18番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区18番につきまして、3月15日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区19番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区19番につきまして、2月26日に調査確認いたしました。前耕作者が体調不良の為、耕作を依頼されました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区20番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区20番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区21番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区21番につきまして、2月21日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区22番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区22番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区23番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区23番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価についても双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区24番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区24番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区25番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区25番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、新庄地区26番について調査報告をお願いします。

○6番

新庄地区26番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。親子間の申請であり問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区1番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区1番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。譲渡人が離農の為、譲受人と話し合い双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区2番について調査報告をお願いします。

○7番

稲舟地区2番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。記載のとおりになったということで、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区3番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区3番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。以前より譲受人が耕作していた農地であり今回贈与となりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、稲舟地区4番について調査報告をお願いします。

○14番

稲舟地区4番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区1番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸借の相談をしたところ了承を得ました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区2番について調査報告をお願いします。

○5番

萩野地区2番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸人が離農の為、耕作者を探していたところ借人が引き受けるということになりました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区3番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区3番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。親子間であり新規就農の為の貸借です。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区4番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区4番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。耕作していた貸人の父が亡くなり家族内では耕作できない為、借人に依頼したところ対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区5番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区5番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。親子間の使用貸借です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区6番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区6番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。以前より借人が耕作している土地で、対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区7番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区7番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。譲受人の土地の隣接ということで双方話し合い対価も合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区8番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区8番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。萩野地区7番と同様です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区9番について調査報告をお願いします。

○13番

萩野地区9番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。貸人が高齢の為の土地の貸借です。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区10番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区10番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区11番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区11番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。賃借権の移転の案件となります。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区12番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区12番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。萩野地区11番と同様です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区13番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区13番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。萩野地区11番12番と同様です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区14番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区14番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。同一世帯の親子関係であり今回経営移譲の為、使用貸借となりました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区15番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区15番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区16番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区16番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区17番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区17番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区18番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区18番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区19番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区19番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。同一世帯の親子間での使用貸借ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、萩野地区20番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区20番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。同一世帯の親子間での使用貸借ということで、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区1番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。貸人の土地を前耕作者がそばを植えていましたが引き続き借人もそばを植えるとのこと。対価も双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区2番について調査報告をお願いします。

○11番

八向地区2番につきまして、2月14日に調査確認いたしました。譲受人の宅地の隣接地です。畑としては非常に高いですが譲受人の希望もあり売買になりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区3番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区3番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。譲受人の両親の宅地の隣接が譲渡人の土地です。双方所有の土地を贈与し合うということで合意しました。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区4番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区4番につきまして、3月16日に調査確認いたしました。八向地区3番と同様です。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

続いて、八向地区5番について調査報告をお願いします。

○3番

八向地区5番につきまして、3月17日に調査確認いたしました。親子間での使用貸借です。問題ないと判断いたしましたので、宜しくお願いします。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第25号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(奥山久、五十嵐成生、星川秀男 委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第3、議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第26号、農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請について、萩野地区1件ございます。議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、萩野地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

萩野地区1番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。プラントの稼働不良により1年間から2年間に延長となりました。双方合意しており、問題ないと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第26号農地法第5条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件ございます。

議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○9番

新庄地区1番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第5、議案第28号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。

ここで18番佐藤喜代志委員が関係委員となっておりますので農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(佐藤喜代志 委員 退席)

休憩を解いて再開します

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第28号農業振興地域整備計画の変更について、八向地区1件ございます。

議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して担当委員の方から、現地調査の結果について報告をお願いします。それでは八向地区1番について、調査報告をお願いします。

○3番

八向地区1番につきまして、3月18日に調査確認いたしました。事由は事務局による詳細説明のとおりであり、問題ないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第28号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第28号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(佐藤喜代志 委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第6、議案第29号農用地利用集積計画についてを上程します。

ここで、14番伊藤和彦委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法等に関する法律第31条の規定により退席します。

暫時休憩します。

(伊藤和彦 委員 退席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします

○事務局

議案第29号農用地利用集積計画について、新庄地区5件、稲舟地区1件、萩野地区4件、計10件ございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった貸借権設定、新規2件、再設定5件、移転3件、合計10件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第29号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第29号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決、決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。

暫時休憩します。

(伊藤和彦 委員 入場・着席)

○議長

休憩を解いて再開いたします。

○議長

次に日程第7、議案第30号農用地利用集積等促進計画(移転)の要請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします

○事務局

議案第30号農用地利用集積等促進計画(移転)の要請について、新庄地区2件ございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった貸借権移転2件について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第30号農用地利用集積等促進計画(移転)の要請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第30号農用地利用集積等促進計画(移転)の要請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第8、議案第31号令和6年度最適化活動の目標の設定等についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします

○事務局

議案第31号令和6年度最適化活動の目標の設定等について作成しております。
内容をご確認のうえ、ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった令和6年度最適化活動の目標の設定等について質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第31号令和6年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」という者あり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号令和6年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

日程第9、報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

報告の説明をさせていただきます。

報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出について新庄地区2件、稲舟地区1件、萩野地区5件、八向地区3件、計11件ございます。議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第23号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第10、報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知について、新庄地区11件、萩野地区10件、八向地区2件、計23件を議案書に基づきご報告申し上げます。

(議案書を基に申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知について、質疑ございませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第24号農地法第18条第6項の規定による通知については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第11、報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について新庄地区1件、萩野地区1件、計2件を議案書のとおりご報告申し上げます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ござい

ませんか。

<「質疑なし」という者あり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第25号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案のとおり可決、承認されました。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。
その他の件について何かございませんか。

<「なし」という者あり>

○議長

ないようですので、これにて新庄市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和6年3月25日

新庄市農業委員会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員